

補正情報

2022年3月7日

肢別過去問(宅建業法)に誤りがありました。つきましては、下記の通り訂正するとともに、深くお詫び申し上げます。

記

◆ 以下の解説の一部が欠落しておりました。マーカー部分の記述を追加します。

P45 問9の解説

修正前

9 **金銭のみで営業保証金を供託している場合に限られる。**したがって、金銭と有価証券で営業保証金を供託している場合は、保管替えを請求することはできない。金銭の部分に限って、保管替えの請求をすることもできない。

修正後

9 × **主たる事務所のもよりの供託所が変更したときに、保管替え請求をすることができるのは、金銭のみで営業保証金を供託している場合に限られる。**したがって、金銭と有価証券で営業保証金を供託している場合は、保管替えを請求することはできない。金銭の部分に限って、保管替えの請求をすることもできない。

P151 問30の解説

修正前

30 × 宅建業者が自ら売主となる宅地・建物の売買契約では、買主は原則として売買契約を解除できるが、**買主が、宅建業者からクーリング・オフできる旨、書面で告げられた日から8日経過するとクーリング・オフに基づく契約の解除はできなくなる。**本肢では、BがAからクーリング・オフについて書面で告げられた日の「翌日から」起算して8日目にクーリング・オフによる契約の解除の書面を発送しているが、この時点で既に書面で告げられた日から8

修正後

30 × 宅建業者が自ら売主となる宅地・建物の売買契約では、買主は原則として売買契約を解除できるが、**買主が、宅建業者からクーリング・オフできる旨、書面で告げられた日から8日経過するとクーリング・オフに基づく契約の解除はできなくなる。**本肢では、BがAからクーリング・オフについて書面で告げられた日の「翌日から」起算して8日目にクーリング・オフによる契約の解除の書面を発送しているが、この時点で既に書面で告げられた日から8日経過している。したがって、**クーリング・オフによる契約の解除を行うことはできない。**

◆ 以下の問題の解説が、他の問題の解説と入れ替わっておりました。下記の通り解説を差し替えます。

P155 問38の解説

修正前

- 38 ○ 告知書面には、買主等がクーリング・オフによる解除等を行った場合、**売主である宅建業者が解除等に伴う損害賠償または違約金の支払を請求することができないことを記載しなければならない。**

修正後

- 38 × 告知書面には、クーリング・オフについて告げられた日から起算して8日経過するまでの間は、**宅地・建物の引渡しを受け、かつ、その代金の全部を支払った場合を除き、書面によりクーリング・オフによる解除等を行うことができることを記載しなければならない。**したがって、「マンションの引渡しを受け『又は』代金の全部を支払った場合を除き」としている本肢は、誤っている。

なお、上記3点の修正を反映した該当ページのPDFデータを別途配布しますので、ご利用ください。

タキザワ宅建予備校
講師 瀧澤 宏之